

平成29年3月9日

野田市自治会連合会会長 齊藤達夫 様

公開質問状の送付について

野田市を良くする市民の会

代表 佐々木盛次

☎

日頃は、自治会相互の連絡協調にご尽力いただきまして有難うございます。

当会は、その名のとおり「野田市を良くすること」を目的に市民有志によって組織された任意団体であり、市政運営をはじめ市内の様々な諸問題に問題意識をもって積極的に取り組んでいるところです。最近では、野田市審議会等の活性化を目指し、その情報公開促進について議会への陳情や各審議会等への公開質問状の送付を通じて取り組み、関係各位のご理解を得て野田市ホームページでの会議資料等の公表が実現したところです。

さて、当会には日常の活動を通じて様々な諸問題が市民から持ち込まれておりますが、その中に「赤い羽根共同募金などの任意募金が自治会費に上乗せ徴収されている。本来善意の任意募金が、事実上自治会費に含めて強制的に徴収されていることは納得できない。」とするものが御座いました。また、「夏祭りの寄付を自治会費に上乗せして徴収しようとしているらしい。」と云う噂も寄せられています（以下この2つを合わせて、「寄付等の自治会費への上乗せ徴収」と言う。）。

なお、寄付等の自治会費への上乗せ徴収については、滋賀県甲賀市の希望ヶ丘自治会が自治会費に赤十字や共同募金への寄付分を上乗せして徴収することを決議した

ことを巡って争われた裁判で、最高裁第1小法廷は2008年4月3日に自治会側の上告を退け、自治会費への寄付分上乗せは寄付を強制するもので無効とした大阪高裁の判決が確定しています。

この問題は、市民個人が地域の中で疑問に感じてもご近所関係の悪化を危惧して、なかなか自治会総会の中で言い出せないという事情があるようです。しかし、仮に当会に寄せられた情報が事実であれば、前記のとおり違法行為が行われていることになりますから速やかな是正が必要であることは言うまでもありません。

そこで、当会がそのような市民の代弁者となって事実関係の照会と見解の聴取を公開質問状によってさせて頂くこととしました。


お忙しいところ恐れ入りますが、できますれば貴自治会連合会の構成自治会各位での寄付等の自治会費への上乗せ徴収の事実の有無等について、ご調査頂き、ご回答いただきますようお願いいたします。

ご回答については、その有無を含めて当会ホームページ
(<http://noda.ongaeshi.biz>) にて広く市民に向けて公表させて頂きます。

ご回答期限： 平成29年7月31日

以上

【本件の問合せ先・回答送付先】

担 当 : 大澤 一秋
住 所 : 
電 話 : 